

機関	主な取組み
熊本県弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>差別や虐待に限った窓口ではないが、「高齢者・障害者のための電話相談」および「高齢者・障がい者のためのなんでも相談箱(FAX相談)」という相談窓口を設けている。</li> </ul>
熊本県司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーガルサポート熊本支部と連携、協同し、家庭裁判所や自治体、福祉機関等と共に利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善を目指している。また、成年後見業務の定期的な研修会を実施している。</li> <li>熊本県高齢者障害者虐待対応専門職チームに会員を派遣している。</li> </ul>
熊本県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>差別や虐待に特化したものではないが、社会福祉法第83条に規定する「運営適正化委員会」の事務局として、「都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する(略)」機能を有している。</li> </ul>
熊本県民生委員児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消等のための人権研修会を開催している。</li> <li>民生委員・児童委員による個別訪問、相談支援、見守り、本人と家族に対する相談窓口の情報提供と関係機関・団体との調整を行っている。</li> </ul>
熊本県人権擁護委員連合会 熊本地方法務局人権擁護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地方法務局において、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間、来所、電話、メールによる相談に、法務局職員と共に人権擁護委員が対応している。</li> </ul>
熊本県身体障害児者施設協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員施設の中から毎年度1名が、国が実施する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」に参加し、翌年度に本会内で実施するサービス向上研修会で講師となり、伝達講義をしている。</li> <li>施設合同研修会では、県の虐待防止担当審議員を招き研修を行った。</li> <li>全国では虐待事案への対応等を報告書にまとめ、施設やブロックでの研修を行っている。</li> </ul>
社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>県委託事業の障がい者社会参加推進センター運営事業の一環として「障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)」を実施している。障がい者差別や虐待と思われる相談を受けた場合は、熊本県障がい者権利擁護センター等(広域専門相談員)と連携をとっている。</li> <li>県の委託を受け開催している熊本県身体障がい者相談員に対する研修会および情報提供で障害者虐待防止の啓発を行っている。また、障がい者虐待と思われる相談を受けた場合、および事案に気が付いた場合は、障がい者虐待防止センター等に報告および相談するように指導している。</li> </ul>

機関	主な取組み
<p>熊本県知的障がい者施設協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本協会加盟施設（事業所）職員を対象とした人権研修会を、年に一度実施している。</li> <li>・職員対象の人権研修会とは別に、管理者を対象とした虐待防止研修会を、年に一度実施している。本研修会については、参加状況を熊本県障がい者支援課に報告をしている。</li> <li>・虐待等の事案が発生した際は、特別委員会を立ち上げ、当該施設（事業所）への聴き取りを行い、協会内において報告するとともに、日本知的障害者福祉協会及び関係機関への報告を行っている。</li> </ul>
<p>社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会</p>	<p>共生社会の実現をめざし、知的障がいのある人の福祉と教育について社会への働きかけと政策提言を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○知的障がい者相談員研修会を年1回開催。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者：県内の知的障がい者相談員・生活協力員、地域振興局・市町村の行政関係者等</li> <li>・内容：障がい者の人権や財産に対する侵害事案等の早期発見と情報提供、適切な支援等について相談員のスキルアップ。障害者差別解消法及び熊本県条例の研修。</li> </ul> </li> <li>○「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり」絵手紙コンテストを開催。（令和2年度より）</li> <li>・条例の普及と知的障がいをはじめ様々な障害のある人に対する県民の理解を深め、共生社会（共に生きる熊本）の実現に寄与する。</li> <li>・応募対象：小中高・特別支援学校の児童生徒、県内の育成会会員・本人・家族、事業所利用者・職員・家族、一般他</li> <li>○知的・発達障がいのある人の疑似体験プログラム（「啓発キャラバン隊」）で理解・啓発を進めている。</li> <li>・熊本市育成会の啓発キャラバン隊（くまくま隊）が中心になり、小中学校・高校等へ出向き疑似体験を実施。</li> </ul>
<p>熊本県自閉スペクトラム症協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・主任児童委員への啓発活動を行うことにより、障害特性理解やヘルプカードを用いた緊急時の対応などを知っていただき、トラブルを防ぎ、地位のサポート力を向上していくことにより、虐待や差別がない地域社会の構築を一步一步進めている。</li> </ul>
<p>一般社団法人熊本県精神保健福祉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人が設置運営する日中活動系事業所では、職員間による虐待防止委員会を設置し、定期的に研修会や意見交換をおこなっている。</li> </ul>
<p>熊本市障がい福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを理由とする差別の相談、紛争の防止、解決を図ることができるよう、障がい福祉課、区福祉課、市障がい者相談支援センターに計15カ所の相談窓口を設置し対応を行っている。また、障害者虐待の防止や虐待が起きた場合の対応等については、24時間受付の市障がい者虐待防止センターを設置し、夜間・休日問わず対応できる体制作りを行っている。</li> </ul>
<p>熊本労働局（雇用環境・均等室）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働局雇用環境・均等室が使用者による障害者虐待事案を把握した場合、県へ通報の上、事案の内容により労働局、労働基準監督署、公共職業安定所に情報提供し、当該障害者の虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、県と連携を図りつつ、労働基準法、障害者雇用促進法、労推法、均等法、個紛法等所管する法令に基づく行政指導、助言・あっせん等を実施し、その結果を県へ情報提供することとしている。</li> </ul>

## 関係機関からの質疑

機 関	質 疑
熊本県障害児・者親の会連合会	<p>県主催で事業者向けの虐待防止研修会を毎年開催されているのでしょうか。また、事業所では虐待防止委員会を設置する様になっていますが、委員に当事者や保護者(保護者の会)の参加の義務化が必要であると思います。差別や虐待を減らすには当事者や家族の意見を真摯に聞き、良好な人間関係を築くことが必要です。入所施設に防犯カメラを設置する為の助成金をお願いしたい。施設職員は職場環境や人手不足による不満を入所者で解消してはならない。</p>